

“災害時協力井戸”の登録のお願い

1 要 旨

能登半島地震発生から半年が経過しましたが、輪島市や珠洲市では、未だに断水が解消されていない地区があります。大規模な災害が発生した場合、静岡市でも市内全域にわたる断水が1か月程度続く見込みです。

このため、静岡市は、個人や事業者が所有し、災害時に誰もが生活用水として使うことのできる井戸として、市にあらかじめ登録していただく制度（「災害時協力井戸登録制度」）を、令和5年7月から導入しています。

令和6年7月現在、64箇所の災害時協力井戸（参考資料1「市内の災害時協力井戸」）を登録いただいておりますが、大規模災害時の断水期間中の生活用水確保のためには、まだまだ不足していると考えています。ぜひ、災害時協力井戸の登録をお願いします。

・災害時協力井戸の登録状況（登録箇所数）

地 区	個 人	自治会・自主防災会	事業所	計
葵 区	24	2	2	28
駿河区	12	1	3	16
清水区	17	0	3	20
計	53	3	8	64

2 災害時協力井戸の必要性

ご家庭には、災害に備えるための水などの備蓄をお願いしていますが、スペースの関係などで限界があります。また、災害時は全国から給水車による応援が見込まれますが、それにも限りがあります。

令和4年2月時点で、全国にある給水車の数は1,274台で、うち静岡市上下水道局で10台を保有しています。令和4年9月の断水時には、全国から水道事業体や自衛隊、国土交通省の給水車（計94台）や清水海上保安部巡視船（3隻）による給水が行われました。しかし、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時には、静岡市だけでなく、広い地域で給水が必要となるため、静岡市が他者から支援を受ける 給水車の数は限定的と考えられます。

こうした中で、国土交通省は、『大規模災害時における代替水源としての井戸の活用は有効な手段の一つ』としており、井戸水は、ライフライン復旧までの代替水源として、皆さんの「いのち」や「くらし」を守る役割が期待されます。

次頁あり

3 市民の皆さんへのお願い

(1) 【災害時協力井戸】の登録

静岡市は、安倍川の伏流水など地下水が豊富で、日常生活や企業活動に井戸水を使用しているご家庭や事業者が多いという強みがあります。現在使用している井戸をお持ちの方は、ぜひ積極的な登録をお願いします。

さらに、井戸を新たに設置する予定の方や、ポンプが故障して水が出ない井戸をお持ちの方も、災害時協力井戸に登録いただければ井戸ポンプ設置への助成もあります。

登録いただいた後の市民の皆さんの給水ルールですが、井戸水の提供は災害発生時に限ります。また、利用可能時間は井戸の所有者が指定する時間に限ることや、給水や持ち運びは利用者自身が行うことなどをルールとして定めておりますので、安心して登録をお願いします。

① 登録手続き

〈対象となる井戸〉

自治会・自主防災会、事業所、個人が所有する既存又は新設予定の井戸

〈申請方法〉

受付窓口：各区地域総務課、危機管理課

提出書類：「静岡市災害時協力井戸登録申請書」、井戸の位置図、
井戸の設置状況が分かる写真、井戸所有者の承諾書

〈申請者〉

自治会・自主防災会、事業所、個人

(事業所又は個人については、自治会・自主防災会による代理申請も可能です。)

② 井戸ポンプ設置への助成制度

・災害時協力井戸に登録することを条件に、井戸の新設、または使える状態にするための手押し又は電動ポンプ購入費の一部（上限5万円、購入費用の2分の1）を助成します。

・「防災資機材等購入費補助金交付申請書」を各区地域総務課の窓口に出してください。

③ 井戸利用時の給水ルール

・井戸水の提供は、災害発生時のみです。

・各井戸で指定する提供可能時間を必ず守ってください。

・井戸水を運ぶ容器は利用者で準備し、持ち運びも利用者の方が行ってください。

次頁あり

(2) 【災害時協力井戸】の位置や給水ルールの確認

登録された協力井戸は、次のページから確認することができます。

- ・ 静岡市防災マップ（Web GIS 版） <https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal>
- ・ 静岡市災害時協力井戸登録リスト一覧
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4268/s000384.html>

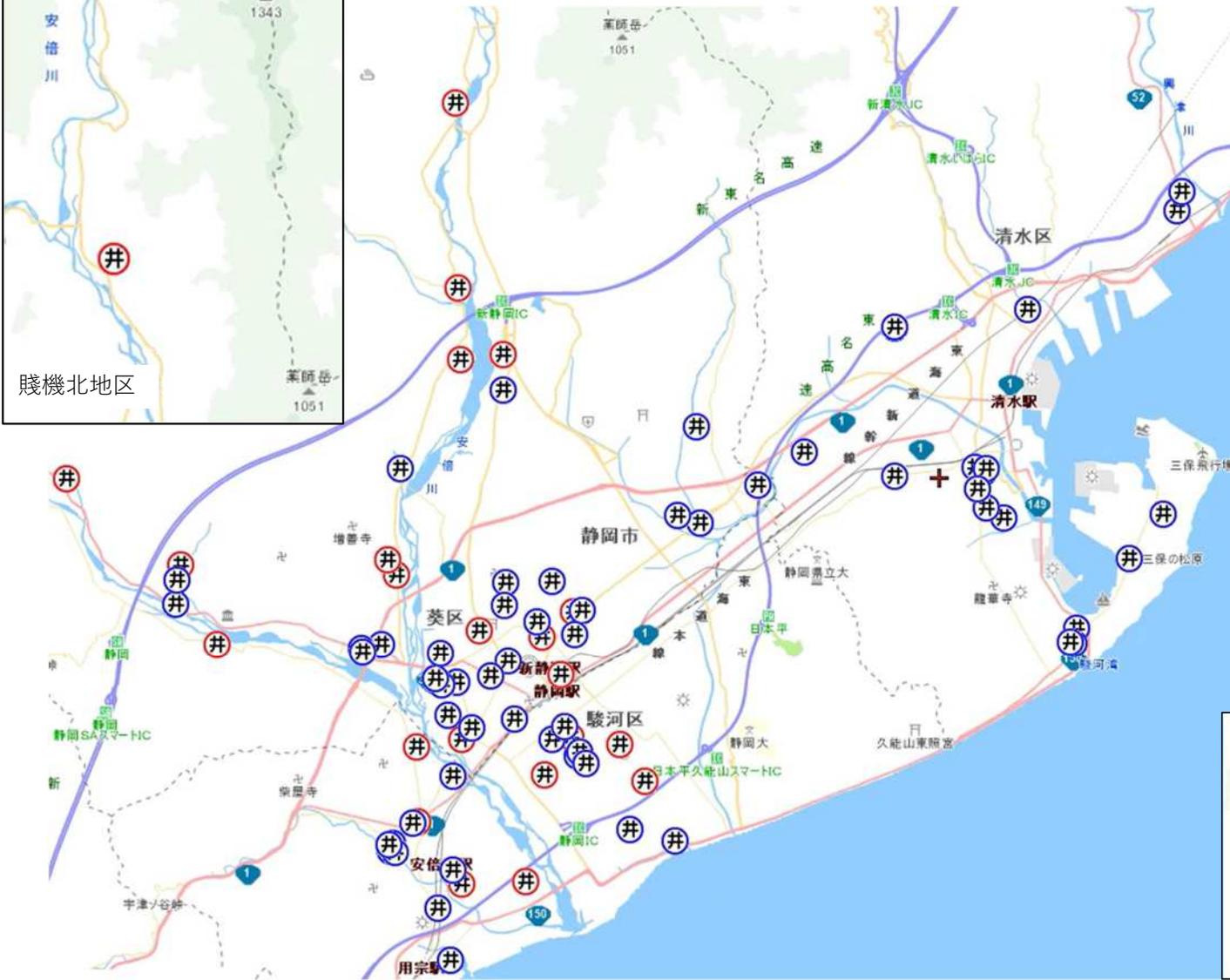
災害時に円滑に利用できるよう、お住まいの地域にある井戸の位置や、井戸の提供・利用時の注意事項（参考資料2「災害時協力井戸の手引き」）、給水ルールを日ごろから把握いただきますようお願いします。

担当：危機管理課(054-221-1241)

参考資料1
市内の災害時協力井戸



賤機北地区



- 井 : 災害時協力井戸(64箇所)
- 井 : 市が管理する施設の井戸(23箇所)



由比・蒲原地区

ご協力ありがとうございます。

静岡市災害時協力井戸の手引き

1 災害時協力井戸とは？

2 普段から気を付けて
いただきたいこと。

3 いざ、災害が起きたら！

4 利用される、みなさまへ！

1 災害時協力井戸とは？

静岡市では、災害が発生した際に、近隣住民の方々に、生活用水として、井戸水を提供していただける井戸を『災害時協力井戸』として登録しています。



登録井戸には、このプレートを掲示いただいています。

- 静岡市ホームページに災害時協力井戸の情報を掲載しています。

2 普段から気を付けていただきたいこと。

- ◎ 井戸とその周辺は整理し、清潔に保ちましょう。
- ◎ 井戸の破損や揚水ポンプの故障等がないか、定期的に点検しましょう。
- ◎ 長い間、使っていない井戸では、井戸水が濁ることがあります。

お願い

登録内容に変更が生じましたら、静岡市危機管理課まで連絡をお願いします。

例えば

- ・転居、売買等のため、登録を解除したい。
- ・工事のため井戸を埋めてしまった。
- ・井戸水が揚がらなくなり、枯れてしまった。等

3 いざ、災害が起きたら！

- ◎ 井戸の状況や周囲の安全（隣接する建築物や塀等の構造物の倒壊等）を確認し、協力できる範囲内で、自主的に井戸水を近隣利用者の方々に提供してください。

※ 災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全を確保し、その後、家財等の状況を確認してください。

- ◎ 井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いいたします。
- ◎ 井戸水を提供していただく場合、(念のため)飲料用として提供しているものでない旨をお伝えください。

※ 地震等により、水質が変動している可能性があります。井戸水は、トイレや洗濯用水等としてご提供ください。

4 利用される、みなさまへ!

井戸水の提供は、善意により行われています。提供について、絶対的な義務を負うものではありません。

井戸水の提供を受ける場合、以下の事項について御了承願います。

- ① **井戸水の提供は、災害発生時のみです。**
水道工事等による一時的な断水時等は利用できません。
- ② **状況により、井戸水を提供できない場合があります。**
災害により、井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合等、井戸水の給水を制限又は中止する場合があります。
- ③ **提供可能時間を必ず守ってください。**
井戸水を提供できる時間は、それぞれ異なります。災害時協力井戸登録一覧表の利用可能時間を確認してください。
- ④ **井戸水は飲み水としての提供ではありません。**
飲料用ではなく、トイレや洗濯用水等、生活用水として利用してください。
- ⑤ **特定の利用者に多量に提供することはできません。**
- ⑥ **井戸水を運ぶ容器は、利用者でご用意ください。**
持ち運びも、原則、利用者の方が行ってください。

引き続き、みなさまのご協力を、よろしくお願いいたします。

静岡市危機管理課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 TEL054-221-1241